

【総領事館からのお知らせ:安全対策情報等:5月】

平成25年5月13日(総13第13号)
在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

(1)バリ州においては、本年に入ってからテロ等に関わる事件は発生していませんが、4月19日、中部スラウェシ州の刑務所に服役中であったテロリストが脱走する事件が発生しています。同テロリストは、中部スラウェシ州ポソで発生した爆弾テロ事件や殺人事件の被疑者として逮捕され、反テロ法違反等により禁固19年の判決を受けた危険なテロリストとされています。また、5月7日から9日にかけて、中部ジャワや西部ジャワにおいて、警察のテロ対策部隊がテロ容疑者20名を摘発・逮捕し、そのうち7名が射殺されています。引き続き、テロ関連情報には御注意下さい。

(2)バリ州では、5月15日に州知事選挙が行われますので、念のため、御留意下さい。

2 一般情勢

(1)一般犯罪

5月はじめにかけて、北クタ地区を中心に豪州人、カナダ人、英国人、スイス人等の外国人が住む住宅への強盗被害が少なくとも9件報告されています。また、デンパサール市内でも車上狙い被害や銃器等を使用した強盗団がATMを狙う犯罪が発生しています。

(2)鳥インフルエンザ

中国で感染が拡大している鳥インフルエンザ(H7N9型)は、現在、インドネシアに影響があるレベルではありませんが、今後も情勢を注視していく必要があります。症状は、発熱、咳、息切れ等で、重症化すると重い肺炎を引き起こします。中国での感染者は、どちらかというとなり高齢の方の報告が多いようです。当初は、致死率3割程でしたが、徐々に2割程に低下しています。タミフルやリレンザ等の抗インフルエンザ薬は有効であると考えられていますので、これらの薬の備蓄は重要です。

一番心配されるのは、持続的なヒト→ヒト感染が起こり、世界的大流行(パンデミック)になることですが、中国政府とWHOの見解は現在までのところ否定的です。

この鳥インフルエンザ(H7N9)に対して、当地では喫緊の健康リスクではありませんが、手洗いの励行、汚れた手で目や鼻を触らないこと、死骸を含めて鳥や豚、そのほかの動物に触らないようにすることなどが大事です。このほか、米国疾病対策センターは、赤身が残っている鶏肉や半熟玉子を避けるよう指導しています。

(3)麻薬・薬物への注意

4月17日、バリ島ングラ・ライ国際空港税関において、外国人2名(チリ人、イラン人)がそれぞれ大麻、マリファナを持ち込もうとして逮捕されました。いずれもマレーシアのクアラルンプール経由で到着したものです。

また、5月7日、デンパサール地裁において、昨年12月にクタ地区のディスコにおいて乾燥大麻所持により逮捕された邦人男性に対して、5ヶ月の禁固刑の判決が下されました。

バリ州では、空港で麻薬・薬物を持ち込もうとして逮捕される外国人や州内で麻薬・薬物を所持していて検挙される外国人が後を絶ちません。また、邦人がよく利用するレストラン等でも当局による一斉摘発が実施されています。当国では、麻薬・薬物事案には死刑を含む厳しい刑罰が下されることがありますので、麻薬・薬物には絶対に手を出さないように御注意下さい。

(4) デング熱への注意

バリ州の各地では、毎年この時期、デング熱の流行がみられます。今年も3月以降、デング熱の患者が増加しています。デング熱は、蚊が媒介するウイルス性疾患で、症状は急激な発熱の繰り返し、体の節々の痛み等が現われます。重症化してデング出血熱やデングショック症候群となると、命に関わることもあります。デング熱にかかった場合には、入院して点滴を受ける必要があります。治療薬はないため、まずは蚊に刺されないような対策が重要です。

3 邦人事故・事件関係

(1) お金を抜き盗られる被害等

バリ州のバトゥブラン(デンパサールからウブドに向かう途中の石像等が多く見られる町)において、ドバイ人を名乗る外国人男女2人組から、「日本円をみせてほしい」、「米ドルとルピアの両替をしてほしい」と声をかけられ、財布にあったルピア札を数えてもらっているうちに知らない間に10万ルピア札を抜き盗られる被害が発生しています。被害に遭った邦人によれば、同外国人がお金を数えるときにマジックのトリックのような感じだった由です。

上記のように、観光地等で日本人観光客を狙って声をかける外国人や日本語を流暢に使う法外なお土産物等を売りつけるガイドなどが存在していることを踏まえ、見知らぬ人から声をかけられた際には、相手の状況をよく見極め、不審な点があった場合には相手の要求を断り、すぐにその場から離れるなど、被害に遭わないように御注意下さい。

(2) 日本旅券の残存有効期間

短期滞在に伴うインドネシア入国に際しては6カ月、長期滞在に伴う外国人登録カード(通称KITAS)等の取得・更新に際しては18カ月(1年6カ月)の旅券残存有効期間が必要となっています。実際にインドネシアへの入国にあたり、旅券残存有効期間が6カ月未満のため入国できなかった例もありますので、旅券の残存有効期間については御注意下さい。

(3) 旅券の盗難被害

旅券盗難被害が旅行者、在留邦人ともに複数発生しています。短時間でも車の中に鞆を残したり、レストランで座席に鞆だけを残したり、また、自転車やバイクの籠等にカバーをかけずに鞆をいれることは危険です。また、不注意による紛失も複数発生しています。紛失した場合には旅行を予定どおり続けられなくなり、早急な帰国ができなくなることもあります。旅券は海外で身分を証明する最も重要な書類です。命の次に大切な書類という言い方をされることもあります。保管には十分に御留意下さい。

以上